

滞納累積額は約17億円…

# 滞納は許さない！

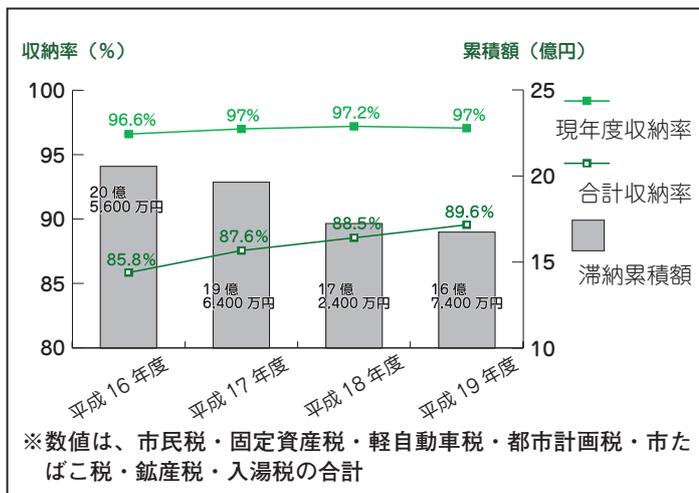


市民の皆さんが納める市税は、市民サービスを提供するうえで必要不可欠な財源です。また、納税は国民の義務であり、自主的に納付していただくものです。

市税は口座振替など、納税の利便性向上のための経費としても使われています。しかし、収納に関する経費の多くは、滞納している人への通知書の送付や滞納処分をするために使われ、市にとって多大な損失となっています。

公平で適正な財政運営のためにも許すことのできない「滞納」について考えます。

【市税収納率と滞納累積額の推移】



## 市税滞納の状況

税金は、市民の皆さんに公平に負担していただくもので、ほとんどの方は納期内納付をいただいています。しかしながら、滞納が増えると納期内に納付している人の税金が滞納解消のために使われることになり、不公平を生み出します。

左グラフのとおり、積極的な滞納処分によって、滞納繰越分(※1)の収納率は改善されており、滞納累積額は減少しています。

市では現年度収納率向上のため、新規滞納者を早い段階から調査するなど、滞納の早期解消につながる取り組みをさらに強化しています。

※1 滞納繰越分…課税した年度内に収納できず次の年度に繰り越されたもの

## 滞納解消への取り組み

市では滞納された税を徴収するため、財産調査実施のうえ、財産の差し押さえやその売却代金を税に充てる「換価」を積極的に実施しています。主な差し押さえるの種類としては以下のとおりです。

- 各種債権(預貯金・給与・売掛金・過払金など)の差し押さえ
- 不動産の差し押さえ
- 動産(有価証券・自動車・貴金属など)の差し押さえ
- 生命保険契約の差し押さえ

これらの中でも給与の差し押さえは、売却が不要なことや継続的に換価が可能で効率的な滞納解消につながることから、特に力を入れています。

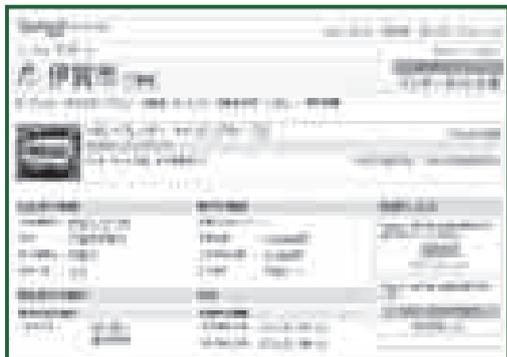
また、動産や不動産などの差し押さえ財産の公売にも力を入れており、昨年度からインターネット公売を開始しました。(次項表参照)



▲公売予定の差し押えた動産



▲タイヤロックを使用した自動車の差し押さえ



▲差押自動車のインターネット公売

【差し押さえと公売の実施状況】

	収納金額 (差し押さえ件数) 上記のうち給与を 対象としたもの	売却金額 (公売回数)
平成 19 年度	53,108,642 円 (507 件) 147,400 円 (5 件)	未実施
平成 20 年度	85,208,847 円 (497 件) 8,613,681 円 (54 件)	389,155 円 (2 回)



きちんと納めて  
おけば良かった・・・

■給与差し押さえの重み

「給与の差し押さえ」は毎月の給与から最低生活費を除いた金額を未納の税金に充てる処分をいいます。滞納した税を完納するのは、思ったより大変です。例えば、配偶者と子どもの2人を扶養している月給40万円の人の場合、もともと給料から差し引かれる所得税や社会保険料は約8万円です。給与額に応じて決まる差し押さえ額11万円を差し引くと手元には生活費として約21万円しか残らない計算になります。この差し押さえは、滞納が解消されるまで毎月続きます。また、給与の差し押さえをする前には、勤務先に給与額などを照会します。仮に差し押さえにならなくても、社会的な信用が傷つくことになりかねません。

■出張窓口  
夜間窓口のご案内

税金を滞納した場合、滞納額は一括で納付することが原則です。ただし、特別な事情があると認められる場合には、分割して納付することもできます。納税相談は随時受け付けていますので、詳しくはお問い合わせください。また、出張窓口・夜間窓口を開設しますのでご利用ください。

【出張窓口】

市税の収納業務のみ

(納付書持参の方のみ受け付けます)

とき：5月23日(土)・24日(日)

午前9時～午後4時まで

ところ：アピタ伊賀上野店 東玄閣

【夜間窓口】

市税の収納業務および納税相談業務

5月25日(月)～29日(金)午後8時まで

※各支所は5月25日(月)～28日(木)午後8時まで

多重債務で苦しんでいる方に

税金を滞納していて、消費者金融などから長期間にわたって借り入れがあり、多重債務で悩まれている方は、納税相談実施時にそのことをお伝えください。過払い金が発生していれば、ひとつの債権として取立てが可能な場合があります。

税金は福祉や教育などの市民サービスを提供するために欠かせないものです。市は、今後も納税の利便性や納税相談の充実に取り組みほか、市税の収納率向上と税負担の公平性の確保に努めていきます。

【問い合わせ】本庁収税課 ☎22・9612

平成 21 年度伊賀市市税納期限一覧表

	市・県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税
4月		1期: 4月30日		1期: 4月30日
5月			全期: 6月1日	2期: 6月1日
6月	1期: 6月30日			
7月		2期: 7月31日		
8月	2期: 8月31日			3期: 8月31日
9月				4期: 9月30日
10月	3期: 11月2日			5期: 11月2日
11月				6期: 11月30日
12月		3期: 12月25日		7期: 12月25日
1月	4期: 2月1日			8期: 2月1日
2月		4期: 3月1日		9期: 3月1日
3月				10期: 3月31日